

○大府市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者等に交付した場合に、事前に登録した者に対し通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものを含む。以下同じ）の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）又は戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものを含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

2 この要綱において、「第三者等」とは、本人等の代理人又は本人等以外のもの（国又は地方公共団体の機関その他の公共団体を除く。）若しくはその代理人をいう。

3 この要綱において、「本人等」とは、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付する場合にあっては、当該住民票に記載されている者又はその者と同一世帯に属する者をいい、戸籍の附票の写し又は戸籍謄本等を交付する場合にあっては、戸籍の附票若しくは戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいう。

（登録の対象者）

第3条 本人通知制度の登録の対象となる者は、次条の規定による登録の申請の日において、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍に記載されている者

2 国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、前項の規定にかかわらず、本人通知制度の登録の対象としない。

（申請）

第4条 本人通知制度への登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、本人であることを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、大府市本人通知制度登録申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請を代理人によりしようとするときは、代理人は、当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示するものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本等その他の法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備える戸籍簿等の記載により当該事実が判明するときは、これを省略することができる。

(2) その他の代理人 委任状及び申請者に係る本人確認書類又は本人確認書類の写し

3 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により直接申込みをすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

（登録等）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市本人通知制度登録者名簿（第2号様式。以下「登録者名簿」という。）に次に掲げる事項を登録するものとする。

(1) 登録番号及び登録期間

(2) 氏名

(3) 生年月日

(4) 住所

(5) 本籍

(6) 連絡先

2 市長は、前項の規定により申請者を登録者名簿に登録したときは、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることが容易に分かるようにするため必要な措置を講じるものとする。

3 登録者の登録期間は、登録者名簿に登録された日の翌日から起算して3年とする。

4 登録期間終了後においても引き続き登録者名簿への登録を希望する登録者は、当該登録期間の満了日の1か月前から満了する日までの間に、前条第1項の規定による申請をするものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第6条 登録者は、前条第1項の規定により登録を受けた事項に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときは、大府市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（第3号様式）により、市長に届け出るものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は前項の規定による届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、大府市住民票の写し等交付通知書（第4号様式）により次に掲げる事項を当該登録者に通知するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(登録の廃止)

第8条 市長は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

(1) 第5条第3項に規定する登録期間が満了した場合（同条第4項の規定による申請があった場合を除く。）

(2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があった場合

(3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合

(4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

第12条第1項の規定により住民票が職権消除された場合

(5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めた場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。